

公文書の管理に関する条例施行規則（案）（検討会で検討した内容からの変更点）

検討会で検討した規定例	確定案	変更点
（条例第 2 条第 2 項第 3 号の規則で定める 県の機関等） 第〇条 条例第 2 条第 2 項第 3 号の規則で定める 県の機関等 は、次に掲げる もの とする。 (1) 宮城県図書館 (2) 宮城県美術館 (3) 東北歴史博物館 (4) 宮城大学図書館 （条例第 2 条第 2 項第 3 号の 規則で定める歴史的な資料等の範囲） 第〇条 条例第 2 条第 2 項第 3 号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料 として特別の管理がされているものは、次の各号のいずれにも該当するもの とする。 (1) 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。 (2) 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。	公文書の管理に関する条例施行規則（案） （趣旨） 第 1 条 この規則は、公文書の管理に関する条例（令和 7 年宮城県条例第 45 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （条例第 2 条第 2 項第 3 号の規則で定める 施設） 第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 3 号の規則で定める 施設 は、次に掲げる 施設 とする。 (1) 宮城県図書館 (2) 宮城県美術館 (3) 東北歴史博物館 (4) 公立大学法人宮城大学の設置する図書館 （条例第 2 条第 2 項第 3 号の歴史的な資料等の範囲） 第 3 条 条例第 2 条第 2 項第 3 号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料 は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。 (1) 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。 (2) 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。	・県の機関等→施設 宮城大学図書館も挙げているため。（条例も中間案から修正） ・もの→施設 列挙しているものはすべて施設であり、「施設」が適当。 ・政令の書きぶりに揃える。 左欄は、各号すべてに該当することが要件となることを明らかにしたものであった（検討のポイント P7～8）が、同様の書きぶりの用例なし。 いずれかに該当すればよい場合は「いずれかの」と記さ

検討会で検討した内容	確定案	変更点
(3) 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。 ア 当該資料に情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号。以下「情報公開条例」という。）第 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる情報が記録されていると認められる場合にあつては、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。 イ 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（<u>国、公文書等の管理に関する法律（平成 2 1 年法律第 6 6 号）第 2 条第 2 項に規定する独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。</u>）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合にあつては、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。 ウ 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合にあつては、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。 (4) 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。 (5) 当該資料に個人情報が記録されている場合にあつては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。	(3) 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。 ア 当該資料に情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号。以下「情報公開条例」という。）第 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる情報が記録されていると認められる場合にあつては、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。 イ 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に<u>条例第 2 条第 4 項第 2 号に規定する</u>法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合にあつては、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。 ウ 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合にあつては、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。 (4) 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。 (5) 当該資料に<u>条例第 14 条第 4 項に規定する</u>個人情報記録されている場合にあつては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。	れ、すべてに該当することが要件の場合は「いずれにも」などは付さないのが一般的。委員の指摘に対しては、職員向け解釈等で補足する等により対応する。 <u>・政令の書きぶりに揃える。</u> ・補足 「個人情報」は条例でも定義されているが、「生存する個人

検討会で検討した内容	確定案	変更点
(条例第 52 条第 1 項の規則で定める出資団体等) 第〇条 条例 52 条第 1 項の規則で定める出資団体は、次のいずれかに該当するものとする。 (1)資本金又は基本財産（基金を含む。）の額のうちに県からの出資又は出えん金の額が占める割合が 4 分の 1 以上である団体 (2)県から一会計年度において受けた補助金、交付金、負担金又は委託料（以下「補助金等」という。）の合計額が 5 千万以上であって、当該会計年度における予算総額のうちに当該補助金等の合計額が占める割合が 2 分の 1 以上である団体	(条例第 52 条第 1 項の規則で定める団体) 第 4 条 条例 52 条第 1 項の規則で定める団体は、情報公開条例第 38 条第 2 項に規定する特定出資団体等とする。 附 則 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。	に関する情報」であることを強調するため、あえて記載。 ・書きぶり修正 情報公開条例第 38 条第 2 項に規定する団体と同一であることから、右の書きぶりで足りる。